

安芸国庁屋敷 厳島国府上卿屋敷 田所明神社・田所屋敷

藝州厳島図絵の府中上卿田所氏



国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』 厳嶋神社定勅使祭主田所主税元教家文書所収
国立公文書館内閣文庫『風楓文書纂』 厳島神社定勅使祭主田所伊織元俊家文書所収

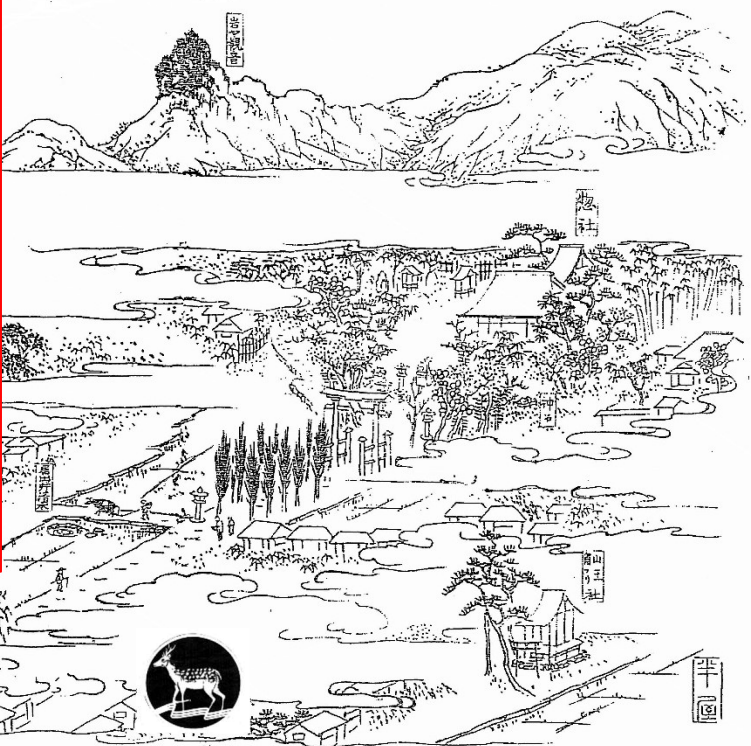
広島県重要文化財紙本墨書『田所文書』(安芸國衙領注進状一巻・沙弥讓 状一巻)所蔵

厳島遙拝所「国廳神社・槻瀨明神」大黒社の三社の御祭神を合祀し、田所明神社

とした。



左の図は厳島図絵巻之四 府中上卿田所氏



国庁屋敷 厳島国府上卿屋敷・田所屋敷

惣社
角振社
田所氏

厳島遙拝所(国庁神社・槻瀨明神)

大黒社



詳細は田所明神社公式サイトへ



槻瀨明神は、『芸藩通志』巻二、五三三頁。田所氏の宅後に神石あり、つきのかみと称して、毎年正月三日、十二月晦日、燈を献じて之を祭る。槻瀨明神は『芸藩通志』名神考安芸国神名帳に正二位五前の位階とある。

阿岐国造家の田所氏は天湯津彦命とその五世の孫阿岐国造・飽速玉命の裔、律令制において、今の広島市佐伯区三宅町の田所屋敷跡にて譜代の佐伯郡司を世襲。西暦九〇〇年頃より佐西使度使として安芸国庁屋敷に赴任。遷任と云って「平安時代中期頃より国司は任命されても赴任せず、留守所を置いて在庁官人と呼ばれる地方豪族(田所氏)にその国の政治を任せるようになっていた。」一〇二七年頃から田所氏は安芸国庁屋敷において長官的職務の有力在庁官人の田所惣大判官代や書生職など、勘合注進(勘文・丹勘など検地)等最重要の職務を世襲。『田所文書』に1丁(約三〇〇〇坪)と記されている。政治経済の中心として繁栄した。安芸国庁屋敷は『国史大辞典』一九九一頁によると「安芸国衙は安芸郡府中町に国庁屋敷と呼ぶ区画がその地と思われ、……律令制以降、国庁神社・槻瀨明神は字石井城国庁屋敷(現田所屋敷内)田所信職の時代に社を設け庁員一同、朝夕礼拝した。平安時代治承三年より厳島神社・惣社、松崎別宮の初申神事が安芸国の国祭とし朝廷より勅使を迎えて行われ、南北朝時代頃より田所氏が奉幣使と定勅使祭主を明治五年まで世襲した。厳島国府上卿屋敷の厳島遙拝所は奉幣使と定勅使祭主の神殿である。田所明神社は最後の正三位上厳島神社両度初申の御神事定勅使国府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北惣社も厳島と同様定勅使祭主で、後の多家神社(埃宮)社司(宮司)・田所元善(竹槌)は大正五年(一九一六)十一月、厳島遙拝所「国廳神社・槻瀨明神」と大黒社の三社の御祭神を合祀し、田所明神社とした。